

地方独立行政法人長野市民病院 役員規程

平成28年4月1日
規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野市民病院定款に定めるもののほか、地方独立行政法人長野市民病院（以下、「法人」という。）の役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務にあたらなければならない

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(勤務等)

第3条 理事長、副理事長（職員を兼務する者に限る）及び理事は、常勤とする。

2 職員を兼務する役員の労働条件等は、この規程及び他の規程に別の定めがあるもののほか、法人の常勤の職員の就業規則を適用する。

3 前2項に規定する役員以外の役員は、非常勤役員とする。

(報酬等)

第4条 役員に対する報酬等は、地方独立行政法人長野市民病院役員報酬等規程の定めるところによる。

(政治的行為等の禁止)

第5条 役員は、在任中、法人の名称を用いて政治活動及び宗教活動を行ってはならない。また、役員の地位を利用して法人の職員に対しこれらの活動を行ってはならない。

(秘密の保持)

第6条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(営利事業の従事)

第7条 常勤の役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事する場合は、理事長（理事長にあつては長野市長）の承認を得なければならない。

(倫理)

第8条 役員の職務に係る倫理については、職員の例により取り扱うものとする。

(副理事長又は理事の解任)

第9条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により副理事長又は理事を解任するときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与しなければならない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。